

## 新見市クリーンセンターの維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、新見市が管理する一般廃棄物処理施設に関する計画の情報を公表します。

### 【公表の趣旨】

廃棄物処理施設に関する情報の透明性を確保し、安全性に関する理解の促進と、同施設に対する信頼向上を図る。

施設名称：新見市クリーンセンター

所在地：岡山県新見市金谷253

焼却炉形式：ストーカー方式

処理能力：23 t / 8 h × 2 炉（計46 t / 8 h）

- 1 施設へのごみ投入は、焼却施設の処理能力を超えないように行なうものとします。
- 2 ピット・クレーン方式によって焼却炉にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3 焼却炉へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4 焼却炉中の燃焼ガスの温度を摂氏850度以上に保ちごみを焼却します。
- 5 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 6 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
- 7 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却します。
- 9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 10 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。

- 11 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30 ppm 以下となるようにごみを焼却します。
- 12 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 13 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が5 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup> 以下となるようにごみを焼却します。
- 14 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上測定し、かつ、記録します。
- 15 法に規定する硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素濃度について、2月を超えない作業期間ごとに1回以上測定を行い、かつ、記録します。
- 16 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17 ばいじんを焼却灰と分離して排出します。
- 18 ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
- 19 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。